



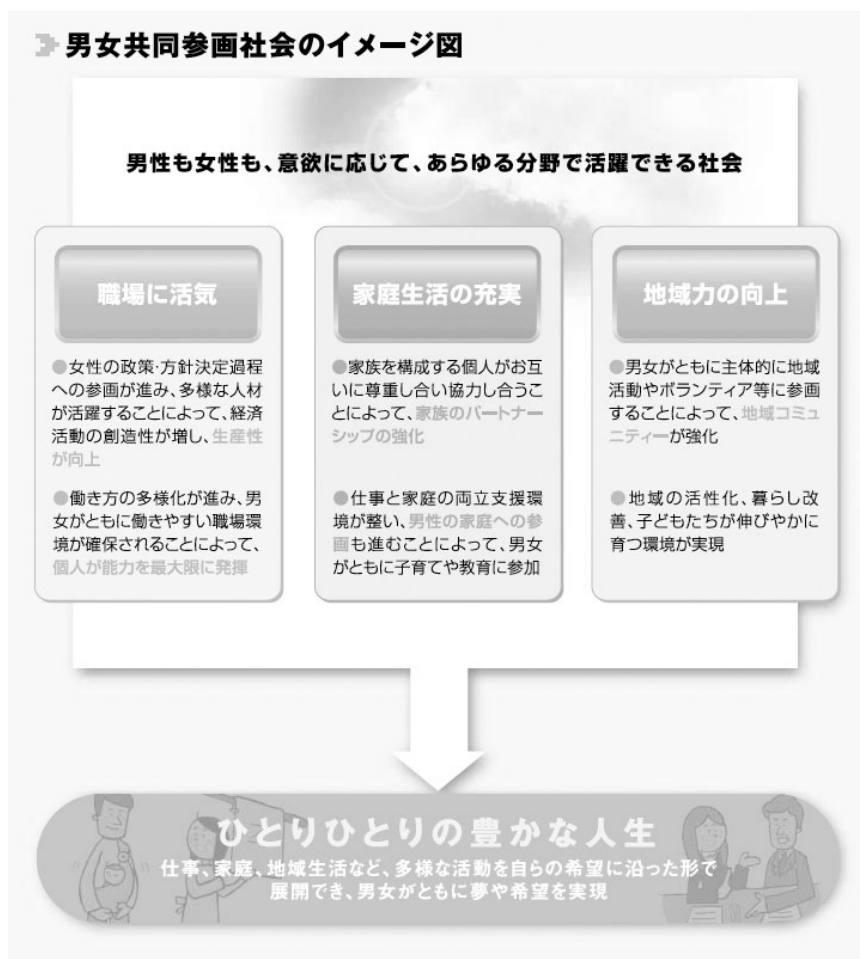
第1章

計画策定の背景

1 男女共同参画社会とは

1999（平成11）年に制定された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第2条）と定義しています。

男女共同参画社会とは、性別にかかわらずだれもが、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会です。仕事、家庭、地域生活などの多様な活動を一人ひとりの望むかたちで展開でき、男女がともに夢や希望を実現して、一人ひとりの豊かな人生に結びつくことをめざしています。



内閣府男女共同参画局ホームページより

2 世界・国・大阪府の動向

「第4次大東市男女共同参画社会行動計画（カラフルプラン）」（以後、「第4次計画」という。）策定後における世界、国、大阪府の主な取り組みは以下のとおりです。

	世界の動き	国の動き	大阪府の動き
2018 年 (平成 30 年)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行	
2019 年 (令和元年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正 ・「女性活躍推進法*」一部改正 ・「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」改正 ・「SDGs実施指針改定版」を策定	・「大阪府性的指向*及び性自認の多様性*に関する府民の理解の増進に関する条例」施行
2020 年 (令和 2 年)	・第 64 回国連婦人の地位委員会「北京+25」開催 ・国際的な指針「COVID-19 ガイダンス」を提言	・性暴力対策強化方針 ・「第 5 次男女共同参画基本計画」閣議決定	・「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」開始
2021 年 (令和 3 年)		・「育児・介護休業法」及び「雇用保険法」一部改正 ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」一部改正	・「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」策定
2022 年 (令和 4 年)		・「困難な問題を抱える女性*への支援に関する法律」成立 ・「ストーカー行為*等の規制等に関する法律」一部改正 ・「女性活躍推進法」一部改正	
2023 年 (令和 5 年)		・「性的指向及びジェンダーアイデンティティ*の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布・施行	

2015（平成27）年には、国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17のゴール（目標）と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」（以下「SDGs」という。）が掲げられました。

SDGsの5つ目のゴールとして「ジェンダー*平等を実現しよう」が掲げられており、政治や経済、社会のなかでの男女共同参画の実現や、すべての女性の能力を伸ばし、可能性を広げることが謳われています。



3 「第4次計画」の取り組みと課題

「第4次計画」（計画期間：2019（令和元）年度～2028（令和10）年度）のうち、2019（令和元）年度～2023（令和5）年度の5年間の成果を検証・評価するために、中間目標値の評価をしました。

（1）中間目標値の達成状況

【評価区分】

評価区分	評価基準
S（最終目標値達成）	実績値が最終目標値を達成 （改善率 100 ポイント以上）
A（達成）	実績値が中間目標値を達成 （改善率 100 ポイント以上）
B（改善傾向）	実績値が中間目標値に近づいてきている （改善率 10 ポイント以上）
C（横ばい）	実績値が中間目標値に比べ横ばい （改善率±10 ポイント）
D（悪化）	実績値が中間目標値に比べ悪化 （改善率－10 ポイント以上）
E（評価不能）	指標の基準の違いなどで判定不能

※改善率＝（（実績値）－（当初値））／（（中間目標値）－（当初値））×100

14の指標項目（次頁参照）のうち、目標を達成した（評価S及びA）のは、「男は仕事、女は家庭という考え方を否定的に思う市民の割合」「市男性職員の育児休業取得率」「女性のいない審議会等の数」「男女いきいき・元気宣言登録事業者数」の4項目です。

一定の進展があったものの目標達成に及ばなかった項目（評価B）として「男は仕事、女は家庭という考え方を否定的に思う児童等の割合」（小学生女子、中学生女子、大学生は目標達成）「市女性職員の役職者の割合」（主査以上は目標達成）「男性に対し家事・育児・介護・地域活動への参加を促す講座や事業等の実施回数」「デートDV*の認知度（中学生）」の4項目が挙げられます。

「大東市男女共同参画推進条例の認知度」「男女共同参画社会の実現をめざした市民活動グループの数」「家庭や仕事など優先したい暮らし方の希望と現実が一致している人の割合」「職場において男女平等であると思う市民の割合（女性）」は当初値から悪化しています（評価D）。新型コロナウイルス感染症の影響も考えられますが、今後は大東市男女共同参画推進条例について周知・啓発するとともに、地域における男女共同参画をすすめる、個人のライフスタイルに寄り添った男女共同参画をすすめていく必要があります。

指標項目			当初値 (2018 年)	中間目標値 (2023 年)	実績値	評価
1	大東市男女共同参画推進条例の認知度※ ¹	女性	18.1%	30%	14.4%	D
		男性	15.9%	30%	14.9%	C
2	「男は仕事」「女は家庭」という考え方を否定的に思う市民の割合※ ¹	女性	59.1%	65%	75.7%	A
		男性	58.5%	65%	68.4%	A
3	「男は仕事」「女は家庭」という考え方を否定的に思う児童等の割合※ ²	小学生女子	52.1%	60%	69.2%	A
		小学生男子	43.9%	60%	55.2%	B
		中学生女子	49.5%	60%	81.1%	A
		中学生男子	35.3%	60%	57.6%	B
		高校生女子	57.0%	65%	64.0%	B
		高校生男子	48.2%	65%	54.6%	B
		大学生女子	63.9%	65%	88.1%	A
		大学生男子	51.1%	65%	82.6%	A
4	公立小中学校における女性管理職（教頭以上）の割合	小学校	33.3% (8/24 人)	41.7% (10/24 人)	25.0% (6/24 人)	D
		中学校	6.3% (1/16 人)	18.8% (3/16 人)	18.8% (3/16 人)	A
	＜参考＞公立小中学校における教頭以上に占める女性の割合※ ³		22.5% (9/40 人)	—	22.5% (9/40 人)	—
5	市女性職員の役職者の割合	課長級以上	11.1%	20%	16.0%	B
		主査以上	22.1%	25%	27.5%	A
6	市男性職員の育児休業取得率		2.6% 2013～2017 年	6% 2018～2022 年	18.8% 2018～2022 年	S
7	審議会等における女性の割合		19.8%	30%	19.6%	C
8	女性のいない審議会等の数		8	4	4	A
9	男女共同参画社会の実現をめざした市民活動グループの数		9 団体	15 団体	6 団体	D
10	男性に対し家事・育児・介護・地域活動への参加を促す講座や事業等の実施回数		7 事業	12 事業	11 事業	B
11	「家庭」や「仕事」など優先したい暮らし方の希望と現実が一致している人の割合※ ¹	女性	34.4%	40%	28.2%	D
		男性	36.9%	40%	31.6%	D
12	職場において男女平等であると思う市民の割合※ ¹	女性	30.1%	40%	28.7%	D
		男性	32.8%	40%	32.9%	C
13	「男女いきいき・元気宣言」登録事業者数		3 社	6 社	6 社	A
14	「デートDV*」の認知度（中学生）※ ²	女性	15.3%	80%	35.8%	B
		男性	12.9%	80%	25.5%	B

※1：男女共同参画に関する市民意識調査（令和5年3月）

※2：男女共同参画に関する児童等意識調査（令和5年3月）より把握

※3：大阪府教育委員会「公立学校における特定事業主行動計画（2021）」参考

（２）施策の取り組み状況と課題

基本方向Ⅰ「あらゆる分野における女性の活躍推進」

【現状と取り組み】

- 女性のいない審議会等の数は減少しましたが、審議会等における女性の割合は伸び悩んでいます。
- 市民意識調査によると、多くの場面や分野で、男性優遇を感じている人の割合が高くなっています。
- 女性活躍の推進に向けて、第2期大東市女性活躍推進行動計画を策定し、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度まで5年間の目標を設定して取り組んでいます。

【課題】

- 家事・育児・介護・家庭の行事などは、家族が共同で行うという意識の啓発に努め、家庭生活における男女共同参画を促進することが必要です。また、男女がともに協力しながら家庭生活・地域生活を過ごせるよう、家庭のみならず地域や事業所に向けての啓発などの取り組みが重要です。
- 女性が社会に進出し、男性とともに政策や方針の決定に参画していくためには、今後も子育て中など就業を一時中断している女性の公正な職場復帰、再就職や起業など、個人の意欲と能力が活かされる環境づくりに加え、就労を支える家庭への働きかけをすすめ、女性の活躍を推進していくことが必要です。
- アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）*がもたらす管理職・リーダーに対する固定的なイメージを払しょくし、だれもが自分らしいキャリアを構築することが重要です。また、事業所に対しても、従業員が能力を十分発揮できる多様な働き方への取り組みについて啓発していくことが必要です。

基本方向Ⅱ「人権尊重と安心して暮らせる地域社会づくり」

【現状と取り組み】

- 「デートDV*」の認知度については、市立中学校においてデートDV防止教室を実施しており、2018（平成30）年から改善されています。
- 市民意識調査、児童等意識調査によると、DV*・デートDVを受けた後に、「相談しなかった」の回答が最も多く、相談しなかった理由として「相談するほどたいしたことでもないと思った」の割合が多いことから、今後も危機意識を高める学習の機会や情報提供などの啓発活動が必要です。
- 性的指向*及びジェンダーアイデンティティ*の多様性*に関する国民の理解増進に関する法律が施行されました。

【課題】

- 相談機関の周知や情報提供の充実を図るとともに関係機関が有機的に連携し、安心して相談できる体制づくりをすすめる必要があります。さらに、被害からの心身の回復のための取り組みの推進と的確な対応、加えて、関係機関が連携して被害者の救済や自立支援に、きめ細かく対応することが必要です。また、さまざまな暴力を根絶するため、暴力の加害者、被害者、傍観者とならないための幼児期からの教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備など、暴力の根絶のための基盤づくりの強化が必要です。
- 女性は男性に比べ子育て・介護の負担の偏りが多いことなど、複合的な困難を抱えている場合もあることが指摘されており、さまざまな困難な状況におかれている人々が安心して暮らせる包括的な支援体制の構築が必要です。
- 性別役割分担について、意識と実際の行動とのギャップの解消に向けて、男女共同参画社会の実現に向けた意識・啓発を促進することが必要です。また、女性と男性の身体機能の違いや、LGBTQ*をはじめセクシュアル・マイノリティ*に対する理解を深め、性の多様性*を尊重する意識を醸成する必要があります。

基本方向Ⅲ「男女共同参画の意識づくり」

【現状と取り組み】

- 「市民意識調査」及び「児童等意識調査」によると、全体的に「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担意識に否定的な意見をもつ人の割合が増えています。
- 男女共同参画に関する啓発講座を定期的を開催するほか、広報だいとうやSNS*を通じて「第4次計画」（カラフルプラン）の周知や、生涯学習センターアクロスでの男女共同参画関連図書の紹介など、情報発信を行っています。

【課題】

- LGBTQ*などについて正しい理解が深まるよう、情報提供、広報・啓発を図る必要があります。特に、就学前から正しい理解が深まるように教育していく必要があります。
- すべての人が暮らしやすくなる社会の実現に向けて、意識啓発のためのセミナー開催や情報提供を充実させていく必要があります。
- 市民が男女共同参画の視点を強化できるように、男女共同参画社会実現に向けた活動を行う市民活動グループへの活動支援を充実させる必要があります。